

衆議院財務金融委員会ニュース

【第198回国会】平成31年2月26日（火）、第3回の委員会が開かれました。

1 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）

- ・麻生財務大臣兼金融担当大臣、左藤内閣府副大臣、鈴木総務副大臣、うえの財務副大臣、浮島文部科学副大臣、大口厚生労働副大臣、石川経済産業大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

(参考人) 日本銀行総裁 黒田東彦君
日本銀行副総裁 雨宮正佳君
日本銀行調査統計局長 関根敏隆君
日本銀行システム情報局長 水野正幸君

(質疑者) 今井雅人君（立憲）、高木錬太郎君（立憲）、川内博史君（立憲）、緑川貴士君（国民）、青山大人君（国民）、前原誠司君（国民）、宮本徹君（共産）、丸山穂高君（維新）、野田佳彦君（社保）

(質疑者及び主な質疑事項)

今井雅人君（立憲）

(1) 日銀の経済認識

- ア 直近の経済・物価情勢の展望（展望レポート）における2018年度実質経済成長率の0.9パーセントへの下方修正は中国の影響もあると思われるが、中国経済に対する日銀総裁の認識
- イ 本年10月の消費税率引上げが消費者マインド及び物価に与える影響

(2) 政府経済見通し（平成31年1月28日閣議決定）及び消費税率の引上げ

- ア 消費税率の引上げに伴う対応を加味するなどの同じ情報を用いているにもかかわらず政府予測の経済成長率が飛び抜けて高く、民間・国際機関の予測との間に乖離が生じている理由
- イ 同経済見通しに反映されている最新の統計情報の時期
- ウ 中国経済の下方リスクについての政府の認識
- エ 消費税率の引上げを踏まえれば経済予測はより厳し目の見通しをもって判断する必要性
- オ 2016年6月の消費税率引上げの延期判断時よりも現在の方が経済情勢は深刻で延期の判断をすべき環境にあるとの指摘に対する大臣の所見

(3) 消費税率引上げに伴う需要平準化策

- ア 約1,500億円の事務コスト及び端末導入費をかけて商品券やポイント還元を行う妥当性
- イ 事業者規模によって還元率が異なるポイント還元制度と消費税の軽減税率制度が併せて実施されることにより消費者の負担軽減割合が5段階に分かれ複雑になることへの対応策
- ウ 過少資本企業が多い中でのポイント還元対象店舗の基準の検討状況
- エ ポイント還元対象商品の選定状況及びたばこが対象商品となる可能性
- オ ポイント付与の算定根拠となる価格について、既存決済システムで税抜き価格と税込み価格のどちらをベースとしているのかによって付与されるポイントに不公平が生じる問題への対応策
- カ 未使用ポイントが一部決済事業者の利益となる可能性が生じる問題への実務的対応の可否
- キ 業者間取引の繰返しによる意図的なポイントの不正受領の取締策
- ク 需要平準化策が9か月間限定のものが多い理由を来夏のオリンピックによる消費喚起が見込まれるためとした内閣総理大臣及び経済産業大臣答弁（平成31年2月5日、衆議院予算委員会）について、オリンピック期間が短期間であること並びに需要の地域間及び業種間格差の視点からの疑義

(4) 消費税の軽減税率制度の対象となる新聞が紙媒体に限られ電子媒体には標準税率が適用される理由

(5) 創業期に赤字である企業が大宗を占めるベンチャー企業に対して研究開発税制で税額控除制度を設ける理由

(6) 総合合算制度の今後の取扱いについて大臣の所見

高木錬太郎君（立憲）

- (1) 税務行政に対する納税者の理解と信頼の重要性に関する税務職員の認識
- (2) 住宅ローン減税等の適用誤り（平成 30 年 12 月、国税庁発表）
 - ア 再発防止に向けた取組姿勢を示す前に税務当局から謝罪する必要性
 - イ 修正申告等に係る延滞税等の課税関係
- (3) 国税職員の定員増と経済取引の国際化に対応する専門官や適切な税務調査を遂行するための調査官等の創設についての大臣の見解
- (4) 住宅ローン減税制度の拡充
 - ア 消費税率 8%への引上げ時（平成 26 年 4 月）における住宅に係る駆け込み需要と反動減
 - イ 上記アを踏まえた消費税率 10%への引上げに伴う住宅関連施策
 - ウ 上記イの施策による住宅販売数等の増加見込
 - エ 上記ウの増加見込の実現可能性及び更なる増加が生じた場合の予算措置の有無
 - オ 中古住宅市場との関係
 - a 世帯数の将来推計における世帯数のピーク
 - b 建売住宅や新築分譲マンションの売れ残り数及び中古住宅の流通量の推移
 - c 空き家数及び空き家率の推移
 - d 本制度拡充による中古住宅市場への影響
 - e 本制度拡充が新築住宅優遇策で場当たり的ではないかとの批判に対する政府の認識
 - カ 経済対策の側面のみではない総合的・包括的な住宅政策の必要性
- (5) 研究開発税制
 - ア 適用対象を中小法人に限定する見直しの可能性
 - イ 企業の内部留保の増加傾向に対する大臣の認識
 - ウ 研究開発税制の適用実態に基づく適用の偏りの見直しや効果の検証に関する議決（平成 29 年 6 月 5 日、衆議院決算行政監視委員会）を踏まえた検証内容と本改正案への反映状況
- (6) 法人向け事業承継税制
 - ア 会計検査院からの問題点の指摘（平成 29 年 11 月、租税特別措置（相続税関係）の適用状況等についての報告書）に対する財務省の認識
 - イ 株式評価が高い経営の順調な企業にとっての節税手段となるという指摘に対する財務省の認識
- (7) 年度途中の消費税率引上げにより駆け込み需要とその反動減が同一年度内に生じ需要変動の平準化が行われる可能性を踏まえた場合の今般の需要平準化策の意義

川内博史君（立憲）

- (1) 毎月勤労統計調査等の統計調査に関する問題
 - ア 平成 31 年 2 月 19 日衆議院財務金融委員会における大臣答弁（平成 27 年 10 月 16 日の経済財政諮問会議の前に、官邸での統計に関する会議に大臣が出席し統計について発言したとする部分）に関する確認
 - イ 平成 27 年 10 月 16 日以前に、大臣が毎月勤労統計調査に関して有識者からレクを受けた事実の確認
 - ウ 元厚生労働省統計情報部長が毎月勤労統計の部分入れ替えに反対ではなかったことを証明する文書の存在の有無
 - エ 厚生労働省から毎月勤労統計の改善に関する検討会座長に送られたメールに関し、厚生労働大臣の平成 31 年 2 月 20 日の答弁（「当時の担当部長に事務方から確認をしたところ」）について、元統

計情報部長に確認した事務方の役職名、同部長への確認手段及び同部長の回答内容

- オ 統計委員会から厚生労働省に対し、統計委員会懇談会用として統計委員会側が作成した説明資料を添付し送付されたメール
 - a 当該説明資料中、毎月勤労統計において全数調査をしていないということを指摘している部分
 - b aの指摘を受けた厚生労働省の所見
 - c 当該説明資料を作成した総務省参与が日本銀行からの出向者であることの確認
 - d メールの中のCCにある者が日本銀行からの出向者であることの確認
 - e 日本銀行職員を統計委員会に出向させた経緯
 - f 当該説明資料について、統計委員会又は統計委員会懇談会の資料として提出した事実の有無
 - g 当該説明資料について、統計委員会懇談会への提出を控えるよう厚生労働省が働きかけた事実の有無
 - h 当該説明資料を統計委員会懇談会では配付しないことを判断した者
 - カ 総務省政策統括官付統計審査官名で発出された公文書「毎月勤労統計調査の実施に係る経緯等の報告及び注意喚起について」（平成30年12月14日）
 - a 公文書の宛先である厚生労働省の企画調整担当参事官が、毎月勤労統計に関し全数調査を実施していないこと等について、当該公文書受領以前からの認知の有無
 - b 決裁権者及び回覧先
 - キ 統計委員会（平成30年12月14日）議事概要
 - a 出席者の中で、厚生労働省が毎月勤労統計において全数調査を実施していないことを認知していた者
 - b 審議協力者の欄にある日本銀行調査統計局参事役の氏名
 - ク 抽出された部分の復元が平成30年1月以降に行われたことにより段差が生じたことについて厚生労働大臣に報告しなかった理由
 - ケ クの段差発生について厚生労働省大臣官房総括審議官が報告を受けた時期
 - コ クの段差発生について総務副大臣が平成30年12月20日以前に報告を受けていなかったことの確認
 - サ クの段差発生を日本銀行が認識した時期
 - シ 毎月勤労統計調査において段差が生じる要因
- (2) ポイント還元の予算について、平成31年度予算における消費者行政推進費2,798億円のうち、事務費683億円の内訳
 - (3) 軽減税率による所得階層別の恩恵額
 - (4) 平成31年度予算における幼保無償化の予算額及びその額のうち、子どもの貧困対策に係る予算額

緑川貴士君（国民）

- (1) 毎月勤労統計調査等の統計調査に関する問題
 - ア 大臣と元内閣総理大臣秘書官との間で経済統計を話題にしたことがあるかの確認
 - イ 政府の各種会議における統計についての大臣のこれまでの発言
 - ウ 経済財政諮問会議（平成27年10月16日）における大臣の経済統計の見直しについての発言
 - a 統計の精度については以前から議論があったにもかかわらず、同会議のタイミングで大臣が指摘した理由
 - b アベノミクス「新・三本の矢」が発表された直後のタイミングで発言した理由
 - c アベノミクス「新・三本の矢」発表との関連性の有無
 - d 当時の統計から導かれる物価やGDPの数字が低いことについての不満があったかの確認
 - e 数字上の景気の足踏みが続いたことで補正予算における歳出圧力が強まることへの懸念があったかの確認

- f 政権の中枢にいる大臣による発言が与える影響についての認識
- g 政治的に中立であるべき統計に対して発言し、影響を与えることについての大臣の認識
- (2) 所得税法等改正案
 - ア 消費税率引上げに伴う需要平準化策の効果
 - イ 自動車重量税のエコカー減税の見直し
 - a 複雑な制度の説明を現場任せにしないための対策の必要性
 - b 現在検討されている現場への周知方法
 - ウ 前回の消費税率引上げ時の景気対策の延長を含めた継ぎはぎの多い予算措置や税制を一旦総括すべきとの考えに対する大臣の所見
 - エ 団塊ジュニア世代への支援策
 - a この世代がしっかり所得を得られるように教育訓練、能力開発の機会を確保することが我が国経済の活力を生み出す上で重要であるとの考えに対する大臣の所見
 - b 40歳超の子や孫に対する教育資金の一括贈与について贈与税非課税措置の適用を検討すべきとの考えに対する大臣の見解
 - オ 消費税率引上げに便乗した家賃の引上げが生じることに備え、賃貸居住者に対して支援策を講じる必要性

青山大人君（国民）

- (1) 日銀が公表している経済・物価情勢の展望（展望レポート）における「政策委員の大勢見通し」
 - ア 従来併記されてきた消費税率引上げの影響を除くケースについて直近のレポート（2019年1月）において参考表記とした理由
 - イ 消費税率引上げ等の外的な要因の取扱いについて方針を転換したことの確認
 - ウ 従来と異なる表記にすることにより物価目標の達成について市場に対して誤ったメッセージを与える懸念
 - エ 次回のレポート（2019年4月）では従来どおりの表記とすることの確認
- (2) 消費税率引上げに伴う需要平準化策としてのポイント還元策に対する日銀総裁の見解
- (3) 消費税の軽減税率制度の財源
 - ア 導入に必要な恒久財源の確保についての政府の認識
 - イ 平成30年度税制改正で行われた給与所得控除の見直しによって生じた財源を軽減税率に充てることはない旨の答弁（平成30年2月21日、衆議院財務金融委員会）との整合性

前原誠司君（国民）

- (1) 平成31年度予算における消費税率引上げに伴う需要平準化策
 - ア 効果について大臣の認識
 - イ 需要平準化策を実施してもその次の年に反動減が起きる可能性
- (2) 少子高齢化に対処するための国民負担率の引上げ
 - ア 受益感がなければ負担増について国民の理解は得られないという考えに対する大臣の所見
 - イ 国民負担を見直すことで少子化対策や高齢者が安心して老後を過ごせる社会を実現する必要性
 - ウ 持続可能な社会とするため人口減少や長寿化を踏まえた国民負担率の引上げの必要性
- (3) 消費税の免税事業者がインボイス（適格請求書）を発行できない理由
- (4) 教育無償化
 - ア 幼児教育無償化
 - a ゼロ歳から2歳児までの推計未就園児のうち住民税非課税世帯への該当数
 - b 約24万5千人が幼児教育無償化の対象となることに対応できる受皿及び保育士の有無

- c 無償化が先行することにより受入先が不足する懸念
 - d 待機児童が発生する可能性
 - イ 高等教育無償化についてさらなる拡充を行う可能性
- (5) 日銀の金融政策においてETF（上場投資信託）を買い続けることにより株式市場の公平性をゆがめているとの指摘に対する日銀総裁の認識

宮本徹君（共産）

- (1) 消費税の事業者免税点制度
- ア 制度を設けた理由
 - イ インボイス制度の導入により免税事業者から課税事業者への転換が見込まれる事業者数及びその試算の根拠
 - ウ 政府の試算よりも多くの免税事業者が課税事業者への転換を迫られる可能性
 - エ 免税事業者が課税事業者に転換した場合の消費税納付見込額
 - オ エの試算の根拠となる課税売上高及び粗利の額
 - カ 事業者が消費税を価格転嫁できない場合の消費税の負担方法
 - キ 事業者が消費税を価格転嫁できない場合身銭を切って納税しなければならない消費税は酷い税制であるとの指摘に対する大臣の見解
 - ク インボイス制度導入により免税事業者から課税事業者へ転換した事業者が消費税を価格転嫁できずに自ら負担することの妥当性
- (2) 消費税率引上げに伴う需要平準化策としてのポイント還元制度
- ア 制度の目的
 - イ 新たにキャッシュレス決済を導入すると見込まれる中小・小規模事業者の割合
 - ウ 本制度に係る予算額の根拠
 - エ キャッシュレス化に参加できない小規模、零細事業者が多く発生することを想定しているかの確認
 - オ キャッシュレス決済が零細事業者にあまねく普及するかの確認
 - カ 本制度によって廃業に追い込まれる業者が出かねないことについての政府の認識
 - キ キャッシュレス決済導入による売上げ増加についての試算の有無
 - ク キャッシュレス決済を導入しても売上げが増えるとは限らないことの確認
 - ケ QRコード決済の利用には消費者がスマートホンやタブレット端末等を用意する必要があることの確認
 - コ キャッシュレス決済を導入したものの売上げの増加に結びつかず、かえって利益が減少した場合の責任の所在
 - サ 本制度終了後に事業者が決済業者から決済手数料の引上げを求められた場合の対応
 - シ 本制度はキャッシュレス決済促進策であって中小企業対策ではないことの確認
 - ス デジタルプラットフォーム
 - a 一方的に出店者負担で顧客へのポイント付与を行うことを決定することは独占禁止法上の優越的地位の濫用に当たるか否かについての公正取引委員会の見解
 - b aのようなプラットフォームのやり方は問題であるとの指摘に対する公正取引委員会の見解
 - c aについて公正取引委員会において調査を開始するか否かの確認
 - d 政府が先頭に立ってポイント還元を行うことで、顧客の獲得競争のため、プラットフォーム等が独自のポイント還元を加盟店や出店者に求める事態が起り得るとの懸念に対する政府の見解
 - セ ポイント還元競争によって体力の少ない事業者から倒れていくとの懸念に対する政府の見解
- (3) 麻生大臣の政治資金団体の支出の支払手段

丸山穂高君（維新）

- (1) 消費税率引上げに伴う需要平準化策
 - ア 需要平準化策の支出総額
 - イ 需要平準化のための財政支出を来年度以降も継続する可能性
 - ウ 需要平準化策としての消費税率の小刻みな段階的引上げ
 - a 同引上げを採用しなかった理由
 - b 同引上げの検討の有無
- (2) 消費税の軽減税率制度
 - ア 高所得者ほど軽減額が大きくなることの妥当性
 - イ 軽減額ではなく軽減割合を重視することの妥当性
 - ウ 給付付税額控除の導入などの簡素で公正な税制度を構築する必要性
 - エ 若い世代のために簡素で公正な税制度を構築する必要性
- (3) 利用できるブラウザを特定のものに限定している政府機関等のシステム
 - ア 日銀ネット
 - a 利用をIE（インターネットエクスプローラー）に限定している理由
 - b IE限定利用の見直しについて検討する必要性
 - イ 政党交付金使途等報告書
 - a 閲覧をIEに限定している理由
 - b IE以外で閲覧はできるが印刷はできないという設定が可能なブラウザの有無
 - c 政党間で印刷を認めるか否かについての議論が行われたかの確認
 - ウ 利用できるブラウザを特定のものに限定している財務省のシステムの有無及びそれらのシステムについて利便性向上を検討する必要性
 - エ 利用できるブラウザを特定のものに限定している金融庁のシステムの有無
 - オ 日銀において日銀ネット以外に利用できるブラウザを特定のものに限定しているシステムの有無
 - カ 利用できるブラウザを特定のものに限定しているシステムが政府機関に多数存在することに対する問題意識及びこの問題の改善を図る必要性についての大臣の見解
- (4) 静止面のダウンロードの違法化
 - ア 悪意のない利用者が処罰される懸念に対する政府の見解
 - イ 今般の見直しが音楽や動画における取扱に影響を与える可能性

野田佳彦君（社保）

- (1) 消費税の軽減税率制度
 - ア 同制度導入のための約1.1兆円の財源
 - a 同財源の内訳
 - b 平成31年10月の軽減税率制度の導入時期とaの財源の一部が活用できるようになる時期との間のタイムラグについての見解
 - イ インボイス制度の導入に伴い免税事業者から課税事業者に転換が見込まれる事業者数
 - ウ 同制度とキャッシュレス決済によるポイント還元制度
 - a 両制度の組み合わせの複雑さによる店頭での混乱の可能性
 - b 両制度の導入により税の簡素化及び公平公正の理念が崩壊するとの考えに対する大臣の見解
- (2) 我が国の目標とするキャッシュレス化比率及びプリペイドカードの制度設計
- (3) キャッシュレス決済によるポイント還元制度

- ア ポイント還元制度に計上する予算額が不足した場合の対応
- イ ポイント還元制度の終了及び東京オリンピック閉会に伴い、その後の我が国の景気により大きな悪影響が生じるとの懸念に対する大臣の見解
- ウ ポイント還元の対象となる中小・小規模事業者の要件及びその要件の公表時期
- エ 使用されないポイントが決済事業者の利益とならないよう補助金の厳格な算定方法を定める必要性及びその算定方法の決定時期
- オ 事業者間で意図的に取引を繰り返してポイントを取得する等の不正を防止するための対策の有無
- カ ポイント還元制度の利用者が急増して予算が不足する可能性及びその場合に大臣が追加予算を認める可能性
- キ ポイント還元率が唐突に5%に決定した経緯
- ク 5%のポイント還元制度の過剰なばらまきは、社会保障の充実や財政健全化のために消費税率引上げに理解を示した良識ある人々に政策不信を抱かせることになる懸念に対する大臣の見解